

旭川市食育推進会議の公開等に関する取扱い

1 会議の公開

会議は公開とする。ただし、非公開事項に該当する可能性があるときは、その都度協議するものとする。

2 会議開催の事前公表

会議の開催については、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表する。

3 会議の傍聴等

(1) 傍聴者の定員

- ・会場収容の範囲内とし、会議の都度、会場等を勘案し事務局で定める。
- ・傍聴希望者が会場収容の範囲を超えた場合は先着順に傍聴者を決定する。

(2) 傍聴者の遵守事項

傍聴者の遵守事項を次のとおりとする。

- 1 会議は、静かに傍聴すること。
- 2 会議場において発言したり、委員の発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 3 ゼッケンやたすきを着用したり、旗やプラカードを掲げるなど示威的行為をしないこと。
- 4 会議場において、許可なく撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- 5 この他、会議場の秩序を乱し又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(3) 会議資料の提供

会議を公開する場合は、配付又は閲覧の方法により傍聴者に対し会議資料を提供する。

4 会議録の作成

- ・会議の記録は、発言の要旨を記載した要点記録とする。
- ・発言者の氏名は記載せず、「会長」、「副会長」、「A委員、B委員、・・・」、「事務局」に区分する。
- ・出席委員全員に内容の確認を得ることとする。

5 会議録の公表

会議録は、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

6 委員名簿の公表

委員名簿は、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。